



鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、翌日)

目 次

◇ 告 示

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(二件)(商工指導課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良事業の工事の完了(〃)

国土調査の成果の認証(〃)

林業種苗法による生産事業者の登録の失効(造林課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)(都市計画課)

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

指定団体の届出

告 示

鳥取県告示第四百五十五号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 次

届出者の名称	建物の名称	建物の所在地
トミタ電機株式会社	ホームセンター トビー吉成店	鳥取市吉成七七九一

鳥取県告示第四百五十六号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 次

届出者の名称 トミタ電機株式 会社	建物の名称 ホームセンタ トピー湖山店	建物の所在地 鳥取市湖山町東二丁目一五〇一
-------------------------	---------------------------	--------------------------

鳥取県告示第四百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大誠土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	南場 喜一郎	東伯郡大栄町大字六尾三三六
"	市田 弘文	大字瀬戸三九三
"	穂山 征隆	大字西園一一五一
"	篠原 義信	一〇一五
"	岡崎 勸	大字六尾一七四
"	田熊 昭光	大字東園三三八一六
"	金山 正夫	三六三
"	川本 信幸	大字原八三〇
"	上田 正夫	八一四
監事	山辺 美徳	大字瀬戸五六九

昭和六十三年二月二十六日退任
就任した役員の氏名及び住所

理事	南場 喜一郎	東伯郡大栄町大字六尾三三六
"	市田 弘文	大字瀬戸三九三
"	穂山 征隆	大字西園一一五一
"	篠原 義信	一〇一五
"	岡崎 勸	大字六尾一七四
"	田熊 昭光	大字東園三三八一六
"	金山 正夫	三六三
"	川本 信幸	大字原八三〇
監事	上田 正男	八一四
"	山辺 美徳	大字瀬戸五六九

昭和六十三年三月十八日就任 任期四年

鳥取県告示第四百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体 西伯町土 地改良区	土地改良事業の名称 農村総合整備モデル事業西伯（江原） 地区区画整理	工事完了年月日 昭和六十一年三月二十七 日
----------------------	--	-----------------------------

鳥取県告示第四百五十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称 泊 村	調査を行った時期 昭和六十一年度 及び昭和六十二 年度	成果の名称 泊村（大字園の 一部）の地籍図 及び地籍簿	調査を行った地域 東伯郡泊 村大字園 の一部	認証年月 昭和六十 三年四月 十二日
-------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	-----------------------------

鳥取県告示第四百六十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定

により告示する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録 番号	生産事業 者の氏名	生産事業者の 住所	生産事業の内 容	事業所の 名称	事業所の 所在地
五十六	白根 義雄	日野郡溝口町畑 池一三三四	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	白根義雄 苗畑	日野郡溝口 町畑池
六十	小谷 大平	日野郡日南町神 戸上八一七	"	小谷大平 苗畑	日野郡日南 町神戸上
百七十	株式会社入 澤林業	日野郡日南町宮 内五六六一二	"	株式会社 入澤林業 苗畑	" 宮内
二百二	木山 良孝	日野郡日南町茶 屋二四二一一	"	木山良孝 苗畑	" 茶屋
二百二	高橋 琢二	日野郡日南町茶 屋九六五	"	高橋琢二 苗畑	"
二百二	川西 邦人	日野郡日南町福 万来一七四三	"	川西邦人 苗畑	" 福万来
二百二	絹谷 正雄	日野郡日南町宮 内九二〇一二	"	絹谷苗畑	" 宮内
二百三	遠藤 頼穂	日野郡日南町花 口一〇三四一	"	遠藤頼穂 苗畑	" 花口
二百三	長谷川 彰良	日野郡日南町花 口一一〇七一	"	長谷川彰 良苗畑	"

鳥取県告示第四百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用

する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画緑地の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和六十三年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一日時 昭和六十三年四月十九日（火）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

1 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の期日及び選挙期日の告示の日の決定について

2 明るい選挙推進協議会委員研修会について

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党境港市支部	代表者の氏名	足立統一郎	和田卓一郎	昭和六十三年二月十三日	政党の支部
自由民主党鳥取県小売酒販組合連合会支部	"	深田 岳彦	谷本 義正	"	"

自由民主党江府町支部	主たる事務所の所在地	日野郡江府町大字江尾一八〇三―五	昭和六十三年二月十五日
代表者の氏名	白石 秀之	日野郡江府町大字江尾一八五二―二	昭和六十三年二月十五日
代表者の氏名	浜本 博	日野郡江府町大字江尾一八五二―二	昭和六十三年二月十五日
代表者の氏名	平田 賢	米子市米原八四八―二	昭和六十三年二月十七日
代表者の氏名	永田 卓夫	米子市米原八四八―二	昭和六十三年二月十七日
代表者の氏名	倉吉市金森町一―二	米子市米原八四八―二	昭和六十三年二月十七日
代表者の氏名	青柳 寿久	岩谷 俊一	昭和六十三年二月十三日
代表者の氏名	岩谷 俊一	岩谷 俊一	昭和六十三年二月十三日
代表者の氏名	小林田鶴子	福田 尚三	昭和六十三年二月十三日
代表者の氏名	青柳 寿久	岩谷 俊一	昭和六十三年二月十三日
代表者の氏名	岩谷 俊一	岩谷 俊一	昭和六十三年二月十三日
代表者の氏名	小林田鶴子	福田 尚三	昭和六十三年二月十三日

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友松 五郎

指定団体の届出をした者の氏名	種類	公職の種類
坂野 重信	参議院議員	
名称	指定団体	届出年月日
建信会	鳥取市天神町三八	昭和六十三年二月二日
主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
鳥取市天神町三八	岩谷 政春	